

向日市給水装置工事事業者指定事項の変更について

指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に下記の書類を提出してください。

提出書類一覧表

法 人	個 人
代表者・役員の変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 登記事項証明書と定款の写し ◎ 新代表者での誓約書 ◎ 従業員名簿	代表者の変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 住民票 ◎ 新代表者での誓約書 ◎ 従業員名簿
住所変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 登記事項証明書と定款の写し	住所変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 住民票
社名の変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 登記事項証明書と定款の写し ◎ 工事事業者証の交換	社名の変更（30日以内） ◎ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ◎ 登記事項証明書と定款の写し（法人にした場合） ◎ 工事事業者証の交換
給水装置工事主任技術者の選任（30日以内） ◎ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （選任を○で囲むこと） ◎ 免状の写し ◎ 写真 4.5cm×3.5cm	給水装置工事主任技術者の選任（30日以内） ◎ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （選任を○で囲むこと） ◎ 免状の写し ◎ 写真 4.5cm×3.5cm
給水装置工事主任技術者の解任（30日以内） ◎ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （解任を○で囲むこと）	給水装置工事主任技術者の解任（30日以内） ◎ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （解任を○で囲むこと）

◎ 証明関係は原則として3ヶ月以内に発行されたものとします。

<申請受付期間>

随時受付（但し、土、日曜日及び祝日除く）
 午前9時から正午（但し、正午から1時を除く）
 午後1時から4時

<受付場所>

上植野浄水場・上下水道部営業課・総務係（TEL075-874-3870）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

令和 年 月 日

向日市長 様

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

向日市長 様

令和 年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

向 日 市 長 様